

令和7年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和7年2月13日 開会

令和7年2月13日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

- 議案第1号 令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算
- 議案第3号 津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第4号 津軽広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第5号 津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例案

（以上 2月13日 提出）

議員提出議案目録

- 議員提出議案第1号 津軽広域水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案

（以上 2月13日 提出）

令和6年2月13日 午後4時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案審議

議案第1号 令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第2号 令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第3号 津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第4号 津軽広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案

議案第5号 津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例案

第5 議案審議

議員提出議案第1号 津軽広域水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件
議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	弘前市副市長	田中泰宏	議員	7番	田舎館村長	品川新一	議員
2番	黒石市長	高樋憲	議員	8番	板柳町長	葛西健人	議員
4番	平川市副市長	古川洋文	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
6番	藤崎町長	平田博幸	議員	10番	つがる市副市長	今正行	議員

《欠席議員》（2名）

3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	5番	青森市長	西秀記	議員
----	--------	-------	----	----	------	-----	----

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地清夫
副企業長	長尾忠行	監査委員	台丸谷績
副企業長	倉光弘昭		
事務局長	黒沼立真	西北事業部長	高橋隆治
津軽浄水課長	工藤和生	西北総務課長	中野雅仁
津軽工務課長	藤田守正	西北工務課長	小林良太
津軽工務課参事 兼課長補佐	盛吉明	西北総務課長補佐	柴谷康文
津軽総務課主幹 兼総務係長	成田和正		

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	川辺貴志	書記	津軽総務課長補佐	鳴海貴幸
-----	--------	------	----	----------	------

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 4 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 7 年第 1 回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員）

ただいまの出席議員は 8 名で、定足数に達しております。

よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

7 番 品川新一議員、8 番 葛西健人議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 3「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（川辺貴志） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第 1 号から第 6 号までの以上 6 件
- 一 議員提出議案 議員提出議案第 1 号の以上 1 件
- 一 監査報告 津広水監発第 4 号の以上 1 件 以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 4、議案第 1 号から第 6 号までの以上 6 件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和7年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、「令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」であります。内容は、第1章津軽事業部水道用水供給事業の当初予算に定めた継続費の「導水管路耐震化（二重化）事業」について年割額を変更し、債務負担行為の「総合浄水場機械警備業務委託」について限度額を追加するものであります。

議案第2号は、「令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」であります。初めに、第1章津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。令和7年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2396万9000立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に27億654万円を、用水供給事業費用に21億7082万円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に3億2026万円を、資本的支出に52億2859万9000円を計上しております。主要な建設改良事業として、浄水施設等耐震・更新事業に2億5698万6000円を、導水管路耐震化（二重化）事業に10億9801万5000円を、送水管路耐震化事業に2964万5000円を、次亜塩（じあえん）貯槽設備更新事業に2億2860万8000円を計上しております。

次に、第2章西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。業務の予定量として、給水戸数1万3634戸に対し、年間総給水量を264万立方メートルと見込んでおります。収益的収支においては、水道事業収益に14億2005万8000円を、水道事業費用に14億8386万9000円を計上しております。また、資本的収支においては、資本的収入に3億1829万5000円を、資本的支出に8億6201万5000円を計上しております。主要な建設改良事業として、老朽管更新事業等に4億3350万7000円を計上しております。

議案第3号は、「津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案」であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第4号は、「津軽広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案」であります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第5号は、「津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。子育て部分休暇の導入に関し必要な事項を定めるため、津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例について所要の改正をしようとするものであります。

議案第6号は、「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例案」であります。高齢者部分休業制度及び子育て部分休暇の導入、給与制度のアップデートに伴う定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当及び寒冷地手当を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 倉光副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案しております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る1月31日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」について審議をいたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第1号について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第1号は予算で定めた継続費の「導水管路耐震化（二重化）事業」を変更し、債務負担行為に「総合浄水場機械警備業務委託」を追加するものであります。

「導水管路耐震化（二重化）事業」は、令和5年度にプロポーザル方式による事業者選定を実施するため、令和5年第1回定例会において設定したのですが、当初想定した企業団の進捗率と事業者が提案した進捗率に乖離が生じ、また、近年の人件費や物価の上昇等を考慮し、実態に即した年割額へ補正するものであります。

「総合浄水場機械警備業務委託」は、令和4年第1回定例会において設定したのですが、近年の人件費や物価の上昇等を考慮した増額分、11万1000円を新たに追加するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和7年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議を行います。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長(黒沼立真) 議案第2号について、補足説明を申し上げます。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております令和7年度予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量の(2)年間総用水供給量は、用水供給先10市町村からの年間受水量の報告及び過去の実績水量をもとに推計し、年間2396万9000立方メートルと見込んでおります。これは、前年度予定量と比較して15万1000立方メートルの増となっております。これにより、(3)一日平均用水供給量は、6万5668立方メートルと見込んでおります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の5ページをお開き願います。

収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益には、第1目供給収益23億2721万8000円を計上しております。また、第2項営業外収益には、第1目受取利息及び配当金3733万1000円、第2目長期前受金戻入2億2717万2000円、第3目雑収益7901万8000円、第4目消費税及び地方消費税還付金3580万1000円の合計3億7932万2000円を計上しております。なお、第3目雑収益の主なものは、水力発電による売電収入であります。

以上により、第1款用水供給事業収益の総額は、27億654万円となり、前年度と比較して、4678万8000円、1.7%の減となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款用水供給事業費用、第1項営業費用には、原水及び浄水費などの営業活動に要する費用として、21億5397万4000円を計上しております。また、第2項営業外費用には、支払利息など営業活動に係る費用以外の費用として、1684万6000円を計上しております。

以上により、第1款用水供給事業費用の総額は、21億7082万円となり、前年度と比較して、1億4215万5000円、6.1%の減となっております。なお、費用が減少した主な要因は、修繕費の減少によるものであります。

これにより、収入から支出を差し引いた消費税抜きの当年度純利益は、3億8560万7000円となり、前年度と比較して、3863万7000円、9.1%の減となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の6ページをお開き願います。

収入の部、第1款資本的収入、第1項企業債には、建設改良費に充てる収入として3億1500万円を、第2項投資有価証券売却収入には526万円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、3億2026万円となり、前年度と比較して2億8300万円、759.5%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費には、浄水施設等耐震・更新事業、導水管路耐震化（二重化）事業などの費用として16億8499万6000円を、第2項投資有価証券には、国債等の購入費として33億円を、第3項企業債償還金には、2億4360万3000円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は52億2859万9000円となり、前年度と比較して44億7346万2000円、592.4%の増となっております。

なお、支出が増加した主な要因は、浄水施設等耐震・更新事業、導水管路耐震化（二重化）事業及び次亜塩貯槽設備更新事業などの工事費のほか、国債等の購入費の増加によるものであります。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条の本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額49億833万9000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億4961万2000円、減債積立金2億4360万3000円及び過年度分損益勘定留保資金45億1512万4000円で補てんすることとしております。

続きまして、第5条継続費についてご説明いたしますので、予算書の2ページをご覧ください。第5条継続費には水道用水供給事業ビジョン及び用水供給料金等改定業務委託として、3988万6000円を、また、中央監視制御設備等更新事業として、8億4541万6000円を、両事業とも令和7年度から令和9年度の3年間の事業として計上しております。更に青森受水地外電磁流量計更新事業として、4163万5000円を令和7年度から令和8年度の2年間の事業として計上しております。

次に、第6条債務負担行為には、脱水汚泥収集運搬処分事業に、限度額を収集運搬処分に要する経費とし、導・送水管路維持管理事業に、限度額1703万9000円を計上しております。

最後に、第7条から第11条には、企業債、一時借入金の限度額などを定めております。

以上で、第1章の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（高橋隆治） 私からは、第2章西北事業部水道事業について、補足説明を申し上げますので、予算書の3ページをお開き願います。はじめに、第2条業務の予定量であります（1）給水戸数は、1万3634戸で、前年度より17戸の減を見込んでおります。（2）年間総給水量は、264万立方メートルで前年度より2万立方メートルの減を見込んでおります。（4）主要な建設改良事業では、老朽管更新事業に、4億3350万7000円を計上しており、口径50～200ミリメートルの配水管約3200メートルを布設替えする予定であります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入の部であります。第1項営業収益には、給水収益など8億6178万5000円第2項営業外収益には、他会計補助金など5億5827万3000円を計上しております。

以上により、第1款水道事業収益の総額は、14億2005万8000円となり、前年度と比較して、4194万2000円、2.9%の減となっております。

次に、支出の部であります。第1項営業費用には、受水費など営業活動に要する費用として13億9907万9000円、第2項営業外費用には、支払利息など営業活動以外の費用として8279万円、第3項特別損失には、取水施設の撤去に係る費用として、200万円を計上しております。

以上により、第1款水道事業費用の総額は、14億8386万円9000円となり、前年度と

比較して、678万9000円、0.5%の増となっております。

これにより、消費税及び地方消費税を除いた当年度純損失は、9935万5000円を見込んでおります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入の部であります。第1項企業債には、2億1170万円、第2項国庫補助金には、9947万3000円、これらは、老朽管更新事業の財源であります。第3項出資金には、712万2000円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、3億1829万5000円となり、前年度と比較して、1億6253万1000円、33.8%の減となっております。

次に、支出の部であります。第1項建設改良費には、5億1343万円、第2項企業債償還金には、3億4858万5000円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は、8億6201万5000円となり、前年度と比較して、1億5572万5000円、15.3%の減となっております。

これにより、第4条本文のカッコ内に記載しております、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億4372万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3554万4000円、過年度分損益勘定留保資金5億817万6000円で、補てんすることとしております。

続きまして、4ページをお開き願います。第5条から第9条には、企業債、一時借入金の限度額などを定めております。

以上で、第2章西北事業部水道事業の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案」について審議を行います。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例及び津軽広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものであります。

現行の地方自治法第243条の2の7及び同法第243条の2の8が、それぞれ同法第243条の2の8及び同法第243条の2の9と改められるため、関連する2つの条例で当該条項を根拠とする規定について改めるものであります。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律の公布日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「津軽広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案」について審議を行います。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第4号について補足説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、津軽広域水道企業団職員の分限に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、刑法の懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条例中の禁錮の刑を拘禁刑に改めるものであります。

施行日は令和7年6月1日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について審議を行います。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第5号について補足説明を申し上げます。

子育て部分休暇の導入に関し必要な事項を定めるため、津軽広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例について所要の改正をしようとするものであります。

改正する内容は、従来からある育児時間・介護時間の引用条文を改めるとともに、子育て部分休暇の引用条文を追加するものであります。

施行日は公布日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例案」について審議を行います。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第6号について補足説明を申し上げます。

高齢者部分休業制度及び子育て部分休暇を導入し、給与制度のアップデートに伴う定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へ住居手当及び寒冷地手当を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容については、高齢者部分休業及び子育て部分休暇により勤務しなかった時間は給与を減額する必要があるため、関係箇所を改正し、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当及び寒冷地手当が支給制限されている部分を改正するものであります。

施行日については、高齢者部分休業制度及び子育て部分休暇に関する改正は公布日、給与制度のアップデートに伴う定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当及び寒冷地手当の支給に関する改正は令和7年4月1日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議員提出議案第1号「津軽広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」について審議を行います。

提案者より提案理由の説明を求めます。1番田中議員。

○議長（田中泰宏議員）

提出者を代表いたしまして、議員提出議案についてご説明いたします。

議員提出議案第1号津軽広域水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。
以上であります。

○議長（高樋憲議員） 説明は終わりました。これより、審議を進めます。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和7年第1回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度補正予算、令和7年度予算及び条例の一部改正など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

今冬は年末年始からの連日の降雪で、近年稀にみる豪雪となり、住民生活に様々な影響が出たところであります。このような状況でありましたが、三寒四温、春は間違いなくやってまいります。

関係市町村及び議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、なお一層のご活躍を祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつといたします。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和7年第1回津軽広域水道企業団議会

定例会を閉会いたします。

午後 4 時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 品 川 新 一

(田舎館村長)

署名議員 葛 西 健 人

(板柳町長)
